

都道府県知事の皆様へ

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案」の閣議決定について

本日、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。法律案では「社会保障・税一体改革大綱」（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）に沿って、地方消費税の税率を 1.2% 引き上げるとともに、消費税に係る交付税率を変更し、消費税率換算で 0.34% 充実するとされています。また、地方消費税率の引上げに係る改正規定の施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずるものとするとしています。

「社会保障・税一体改革大綱」において、引上げ分の地方消費税に関し、「地方団体の意見を踏まえて結論を得る」とされた点については、各都道府県に照会のうえ、国に対し意見を提出したところですが、「地方消費税収の用途の明確化」については、「消費税法第 1 条第 2 項に規定する経費（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費）その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てる」こととされ、「地方の社会保障に要する費用に広く充てるとすべき」とした全国知事会の意見が反映されたものとなりました。また、全国知事会の意見どおり、引上げ分の地方消費税について、都道府県と市町村の配分を現行どおり 1 : 1 とした上で、引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、全額人口により按分して交付するとされています。

本日併せて閣議決定された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する法律案」において、

- ・ 地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する（第 7 条 1 号ル）
- ・ 自動車取得税及び自動車重量税について、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から、見直しを行う（第 7 条 1 号ワ）

こととされました。

また、地方税制については、

- ・ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う（第 7 条 5 号イ）
- ・ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずる（第 7 条 5 号ロ）

こととし、今後、地方団体の意見等も踏まえつつ、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討を進めることとされました。

このほか、総務省に対して、税制の抜本的な改革に関連し、地方消費税の清算基準や地方交付税の算定方法等の課題があると申し入れました。これらの点については、地方消費税率の引上げ時期を目途に、地方の意見を踏まえて検討することですので、今後、地方税財政特別委員会を中心に、全国知事会として議論を深めてまいりたいと考えております。

平成 24 年 3 月 30 日  
全国知事会地方税財政特別委員長  
富山県知事 石井 隆一

平成 24 年 1 月 27 日

全 国 知 事 会

### 1 地方消費税収の使途の明確化について

消費税収を主たる財源として安定財源を確保することにより、社会保障制度の安定・強化につなげていくことを明確にするため、法律上、地方消費税収（現行分の地方消費税を除く。）の使途を明記することが適当である。

その際、社会保障制度の信頼を高めるには、地方公共団体が住民に身近なところで設計し実行する分権的な社会保障サービスの提供が重要であり、平成 21 年度税制改正法附則第 104 条においても、「地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討する」とされていることから、地方消費税収の使途については、「地方の社会保障に要する費用」に広く充てるとすべきである。

なお、地方の社会保障に要する費用の例示を行う場合は、医療、介護、少子化対策等、地方が相当の役割を担っている社会保障分野を中心に、必要最小限度とすべきである。

地方消費税の「使途を明確化する具体的な方法」については、各地方公共団体の判断により柔軟に説明できるよう検討すべきである。

また、地方交付税の原資となる消費税収（地方分）については、「地方交付税の使途を制限してはならない」という基本的枠組みを変更してはならず、個々の地方公共団体において地方交付税と社会保障に要する費用との対応関係の明確化を求めることは適当ではないが、消費税収を社会保障財源とする観点から、例えば地方財政計画において、地方財政全体として消費税収（現行分を除く。）と社会保障に要する費用との対応関係を明確にする措置を講じることが適当である。

### 2 引上げ分の地方消費税収の都道府県と市町村の配分について

引上げ分の地方消費税収の都道府県と市町村の配分については、現行どおり 1 : 1 とすることが適当である。

### 3 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準について

引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準については、市町村の意見を尊重すべき事項であるが、社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口によりあん分して交付することが適当である。

# 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案」の概要

## 1 地方税法の一部改正（第1条・第2条）

### (1) 地方消費税の税率の引上げ

地方消費税の税率を次のとおり引き上げる。

	税率	消費税率換算（参考）	消費税と合わせた税率（参考）
現行	100分の25	1%	5%
平成26年4月1日～	63分の17	1.7%	8%
平成27年10月1日～	78分の22	2.2%	10%

### (2) 引上げ分の地方消費税の用途の明確化

引上げ分の地方消費税（市町村交付金を含む。）については、消費税法第1条第2項に規定する経費<sup>（※）</sup>その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

（※）制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

### (3) 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準

引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、(2)のとおり社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付する<sup>（※）</sup>。

（※）現行分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準（人口：従業者数＝1：1により按分）は変更しない。

## 2 地方交付税法の一部改正（第3条～第5条）

消費税に係る地方交付税率を次のとおり変更する。

	地方交付税率	消費税率換算（参考）
現行	29.5%	1.18%
平成26年度	22.3%	1.40%
平成27年度	20.8%	1.47%
平成28年度～	19.5%	1.52%

### 3 その他

#### (1) 地方消費税率の引上げに当たっての措置（附則第19条）

- ・ 地方消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成23年度から平成32年度までの平均において名目の経済成長率で3%程度かつ実質の経済成長率で2%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。
- ・ この法律の公布後、地方消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第1条及び第2条に規定する地方消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

#### (2) その他

その他所要の規定の整備等を行う。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」（概要）より

### 税制の抜本的な改革及び関連する諸施策について（第7条関係）

1 消費課税については、消費税率の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

イ 番号制度の本格的な稼動及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度、給付付き税額控除等の低所得者に配慮した再分配に関する総合的な施策を導入する。

ロ イの再分配に関する総合的な施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、給付の開始時期、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

ハ 消費税の簡易課税制度の仕入れに係る概算的な控除率については、今後、更なる実態調査を行い、その結果も踏まえた上で、その水準について必要な見直しを行う。

ニ 消費税率が段階的に引き上げられることも踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、次に定める取組を含め、より徹底した対策を講ずる。

(1) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するため、事業者等が消費税の転嫁及び価格表示等に関して行う行為についての指針を策定し、その周知徹底を図り、相談等を行うこと。

(2) 中小事業者向けに相談の場を設置するとともに、講習会の開催等を行うこと。

(3) 取引上の優越的な地位を利用して下請事業者等からの消費税の転嫁の要請を一方向的に拒否すること等の不公正な取引の取締り及び監視の強化を行うこと。

(4) 競争を実質的に制限することにより対価を不当に引き上げる行為を抑制するための独占禁止法の厳正な運用及び便乗値上げ防止のための調査、監督及び指導を行うこと。

(5) 適正な転嫁等への取組を効果的に推進する観点から、関係行政機関の相互の緊密な連携を確保し、総合的に対策を推進するための本部を内閣に設置すること。

ホ 取引に際しての価格表示と消費税との関係については、外税、内税等に係る様々な議論を勘案しつつ、事業者間取引、相対取引等におけるその表示の在り方を含め、引き続き、実態を踏まえつつ、様々な角度から検討する。

- へ 医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。
- ト 住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、住宅の取得に係る必要な措置について財源も含め総合的に検討する。
- チ 消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方公共団体の役割を拡大するため、当面、現行の制度の下でも可能な納税に関する相談を伴う收受等の取組を進めた上で、地方公共団体における体制の整備状況等を見極めつつ、消費税を含む税制の抜本的な改革を行う時期を目途に、消費税及び地方消費税の申告を地方公共団体に対して行うことを可能とする制度の導入等について、実務上の問題点を十分に整理して、検討する。
- リ 酒税、たばこ税及び石油関係諸税については、個別間接税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、国及び地方の財政状況、課税対象となる品目をめぐる環境の変化、国民生活への影響等を勘案しつつ、引き続き検討する。
- ヌ 酒税については、類似する酒類間の税負担の公平性の観点も踏まえ、消費税率の引上げに併せて見直しを行う方向で検討する。
- ル 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。
- ヲ 燃料課税については、地球温暖化対策等の観点から当分の間税率が維持されていること及び平成24年度以降において石油石炭税の税率の上乗せを行うこととしたことも踏まえ、引き続き検討する。
- ワ 自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から、見直しを行う。
- カ 印紙税については、建設工事の請負に関する契約書、不動産の譲渡に関する契約書及び金銭又は有価証券の受取書について負担の軽減を検討する。

## 2 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

イ 金融所得課税については、平成 26 年 1 月から所得税及び個人住民税をあわせて 20%の税率が適用されることを踏まえ、その前提の下、平成 24 年度中に公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大を検討する。

ロ 扶養控除の在り方については、真に税負担の減殺に配慮が必要な者が対象となっているかどうかとの観点及び課税ベースの拡大等の観点を踏まえるほか、今後更に具体化される社会保障制度の改革の内容及び給付付き税額控除の導入をめぐる議論も踏まえつつ、検討する。

ハ 年齢二十三歳以上七十歳未満の扶養親族を対象とする扶養控除については、関連する社会保障制度の内容も踏まえつつ、検討する。

ニ 配偶者控除については、当該控除をめぐる様々な議論、課税単位の議論及び社会経済状況の変化等を踏まえつつ、引き続き検討する。

ホ 給与所得控除については、給与所得者の必要経費に比して過大となっていないかどうか等の観点から、実態を踏まえつつ、今後、その在り方について検討する。

ヘ 年金課税の在り方については、年金の給付水準や負担の在り方など今後の年金制度改革の方向性も踏まえつつ、見直しを行う。

ト 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（（2）において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

（1）税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成 19 年度に所得割の税率を比例税率とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。

（2）諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。

（3）個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

## 3 法人課税については、平成 27 年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検

証しつつ、その在り方について検討すること。

4 資産課税については、次に定めるとおり検討すること。

- イ 事業承継税制について、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく認定の運用状況等を踏まえ、その活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について検討を行い、第5条の規定の施行に併せて見直しを行う。
- ロ 相続税について、老後における扶養の社会化が高齢者の資産の維持に寄与している面もあることも踏まえ、課税方式を始めとした様々な角度から引き続きその在り方を検討する。

5 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

- イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。
- ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

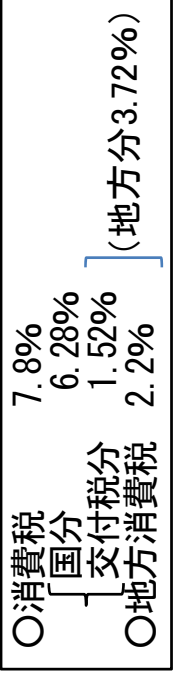
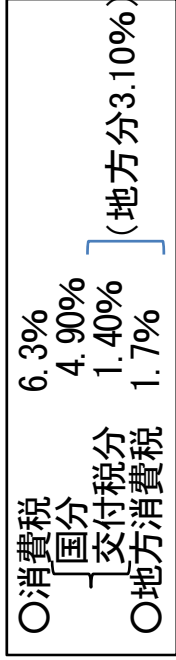
6 番号制度については、税務における一層の適正かつ円滑な利用を確保する観点から、番号法及び同法の整備法の公布後、納税者の利便の向上、個人番号及び法人番号の告知、本人確認の実効性の確保並びに調書の拡充による必要な情報の収集等に関する各種の施策について、納税者及び事業者の事務負担等にも配慮しつつ、引き続き検討すること。

7 国際的な取引に関する課税については、国際的な租税回避の防止、投資交流の促進等の観点から必要に応じて見直すとともに、国際連帯税について国際的な取組の進展状況を踏まえつつ、検討すること。

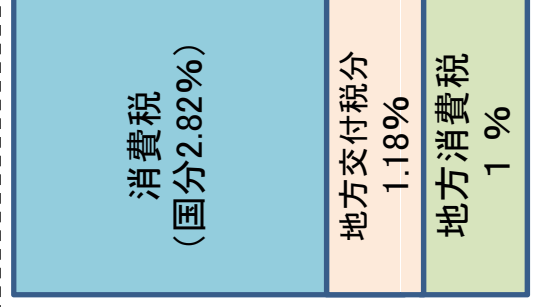
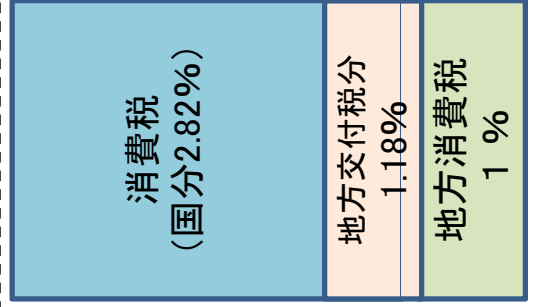
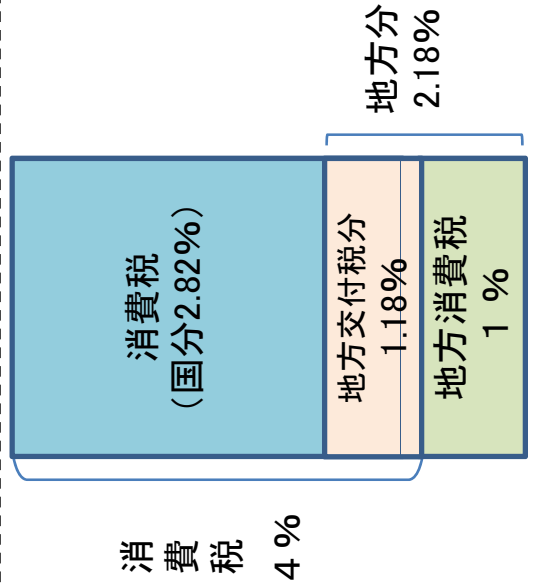
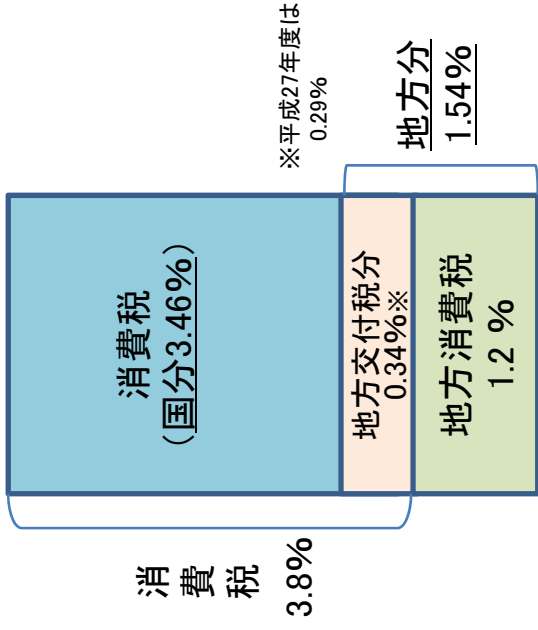
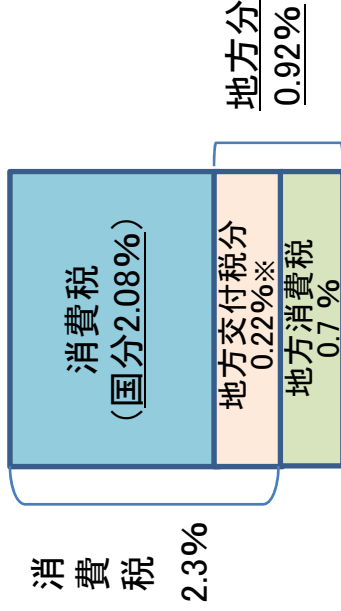
8 歳入庁の創設による税と社会保険料を徴収する体制の構築について本格的な作業を進めること。



# 引上げ後の消費税収に係る国・地方の配分



引上げ分(社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分)



現行分(国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを変更しない)

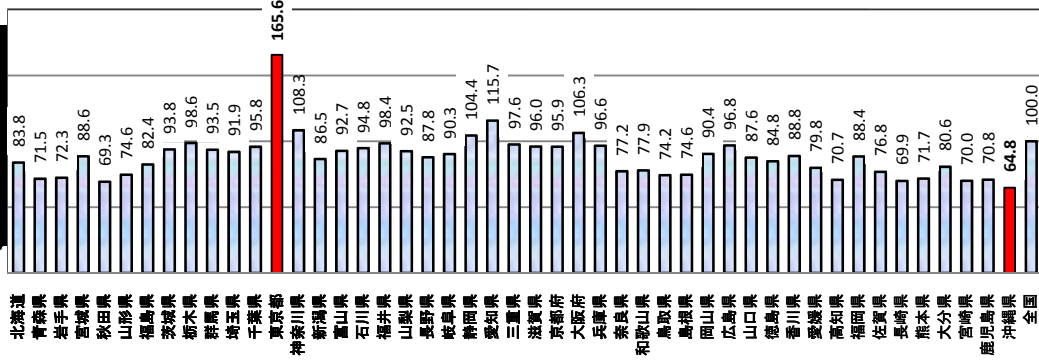
現行

消費税率(国・地方)8%時(平成26年4月～)

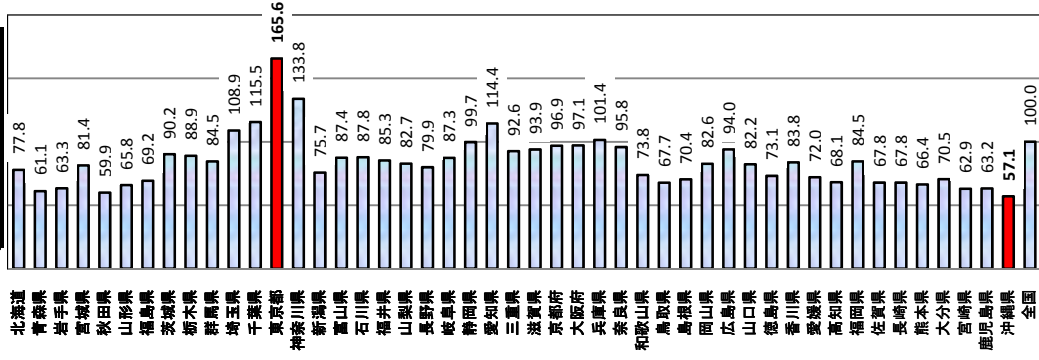
消費税率(国・地方)10%時(平成27年10月～)

# 人口一人当たりの税収額の指数(平成22年度決算額)

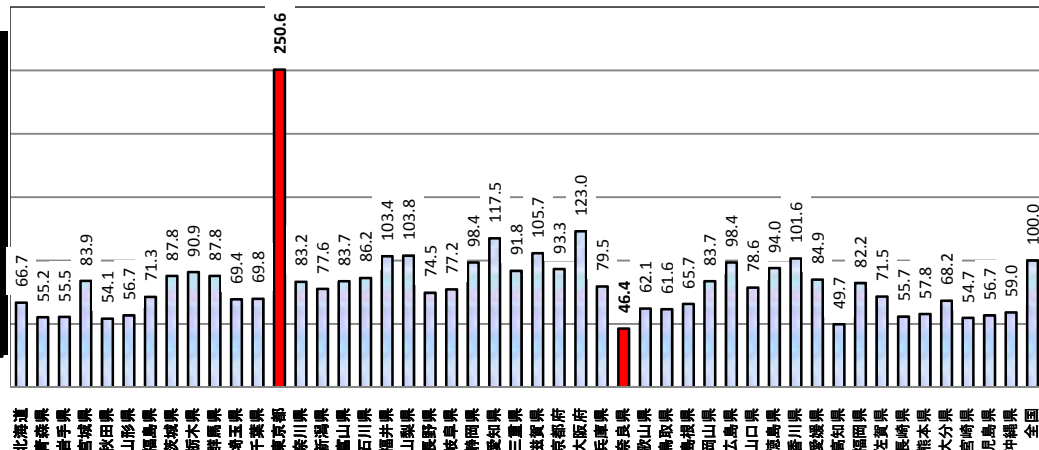
## 地方税計



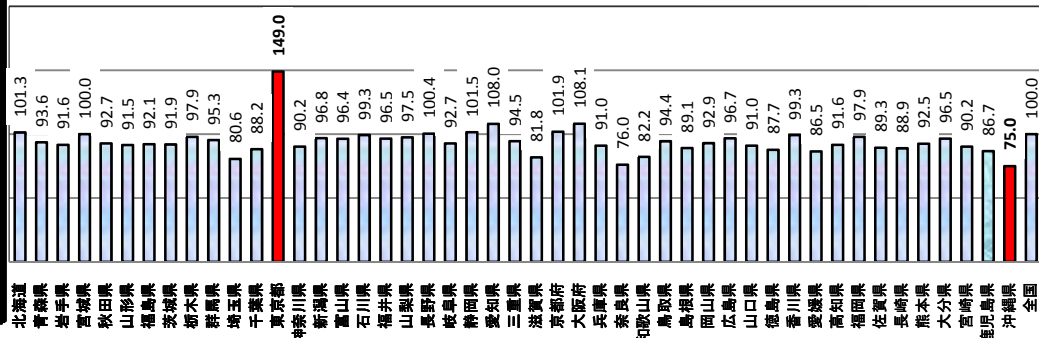
## 個人住民税



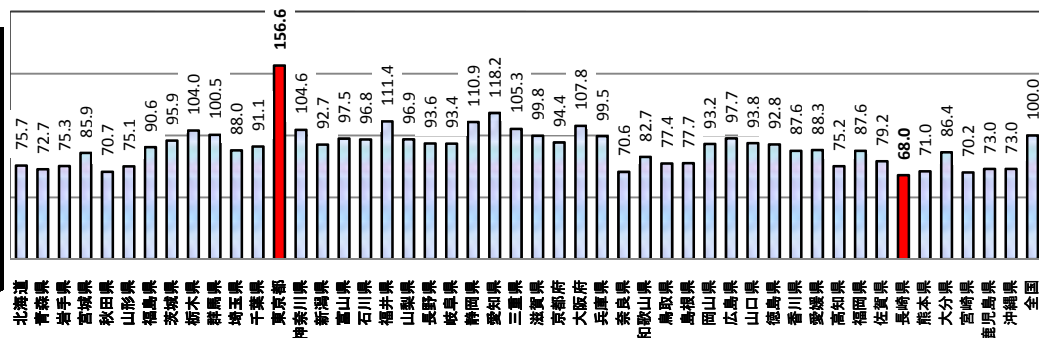
## 地方法人二税



## 地方消費税(清算後)



## 固定資産税



最大/最小: 2.6倍  
35.2兆円

最大/最小: 2.9倍  
11.3兆円

最大/最小: 5.4倍  
4.6兆円

最大/最小: 2.0倍  
2.6兆円

最大/最小: 2.3倍  
8.9兆円

※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。  
 (注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別課税と税の額を含み、超過課税、法定外普通課税及び法定外目的税を除いたものである。  
 (注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。  
 (注3) 地方法人二税の税収額は、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。  
 (注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。  
 (注5) 人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

## 地方消費税引上げに伴う都道府県の歳入・歳出の変動についての試算

富山県資料

社会保障・税一体改革による社会保障関係費の増加が人口比例的に生ずると仮定した場合の試算

<試算の前提>

○地方消費税増加額＝地方消費税引上率1.2%×2兆5,300億円(1%相当額)×1/2(都道府県分)＝1兆5,200億円

→ 都道府県毎の5年平均決算シェアにより「不交付団体分」と「交付団体分」を算出

○地方消費税引上げによる歳出増加額＝2兆5,300億円×0.76%相当(※)×45/100(都道府県分)＝8,700億円

→ H22国調人口により「不交付団体分」と「交付団体分」を算出

(※)0.76%＝引上げ分(国・地方)5%のうち「一体改革・広報に関する基本方針」(H24.1.20関係5大臣会合資料)で示された

①消費税引上げに伴う社会保障支出等の増 0.3%相当 ②機能強化(制度改革に伴う増) 1%相当

③機能強化(高齢化等に伴う増) 1%相当

2.3%(上記①～③の計)×1/3(社会保障経費における地方の負担割合)＝0.76%

不交付団体	交付団体
歳入(A) 地方消費税増加額(1.2%分)      2,100億円  ※地方消費税引上げ時点で臨時財政対策債は発行していない。	歳入(A') 地方消費税増加額(1.2%分)      1兆3,100億円 ①  臨時財政対策債の減少(※)              △5,300億円 ②  計    7,800億円  ※上記②の減少に加え、地方交付税原資の増加に応じて臨時財政対策債が減少
歳出(B) 社会保障関係費の増加額              900億円  (A)－(B)＝1,200億円	歳出(B') 社会保障関係費の増加額              7,800億円  (A')＝(B')

## 地方税財政特別委員会(H24.2.24開催)で出された主な意見

### (論点①) 地方消費税収と社会保障給付水準の乖離の調整について

○ 地方消費税は地域間の税収の偏在の少ない税ではあるものの、各団体の地方消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、引上げ分の地方消費税収を基準財政収入額へ100%算入するとともに、基準財政需要額においても、社会保障に係る地方負担の全額を積み上げるべき。

### (論点②) 地方消費税の清算基準について

- 統計数値によっては都道府県別の最終消費を正確に把握できないことから、消費代替指標として「人口」を用いる等の検討を行うべき。
- 引上げ分の地方消費税収については、用途を明確にし社会保障財源化するとされていることから、清算基準は、社会保障経費負担の実態を反映するような客観的指標(高齢者人口や若年者人口等)を用いるべき。
- 清算基準の見直しは、あくまで地方税としての性格を維持する範囲にとどめるべき。財政調整を目的とする変更は税理論に沿わない。
- 地方消費税を社会保障目的の地方共同税と構成し、その配分指標として、高齢者人口や若年者人口を用いることを検討すべき。

### (論点③) 地方法人特別税等について

- 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、地方の自立と分権型社会構築のため地方税の充実を図るといふ地方分権の基本的な考え方に逆行するものであり、税制の抜本改革において、これまでの全国知事会の主張どおり、直ちに廃止すべき。
- 今回の消費税・地方消費税の税率引上げは、社会保障財源を確保するための税制改正であり、税源偏在是正の具体的な方策が示されておらず抜本改革とは言えない。地域間の偏在性が小さい地方税体系を構築するための抜本的な見直しが行われるまでは、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を維持し、偏在性を縮小する措置の拡充を行うべき。
- 地方の社会保障財源の確保に当たっては、地方税である地方消費税の充実を基本としてきたことから、都道府県間における税収格差が課題となっている。自主財源である地方税の充実強化と税源偏在是正のため、消費税と地方法人課税の税源交換や地方共有税、地方共同税(地方税収の一部を地方自治体の共通財源と位置付け、水平的に調整する仕組み)など新たな手法も含め検討していくべき。